

川崎市教育委員会告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいて、川崎
市中原市民館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市市民館条例（昭和 47
年川崎市条例第 38 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 24 日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満



管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市中原市民館 川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1100 番地 12
指定管理者	なかはらフューチャーデザインパートナーズ 代表者 （所在地） 東京都北区王子本町一丁目 4 番 13 号 （名 称） 株式会社旺栄 （代表者名） 代表取締役 宿利 武生
指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

川崎市教育委員会告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいて、川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市市民館条例（昭和 47 年川崎市条例第 38 号）第 4 条の 2 第 3 項及び川崎市立図書館設置条例（昭和 25 年川崎市条例第 32 号）第 5 条第 3 項の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 24 日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満



管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市高津市民館 川崎市高津区溝口 1 丁目 4 番 1 号 川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館 川崎市高津区久末 2012 番地 1
指定管理者	たかつ・未来共創パートナーズ 代表者 （所在地） 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 （名 称） アクティオ株式会社 （代表者名） 代表取締役社長 淡野 文孝
指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで